

理事会運営規程

平成 24 年 4 月 1 日 制 定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人札幌放射線技師会（以下、「当法人」という）の定款第 33 条に基づき、当法人の理事会に関する事項を規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の開催)

第 2 条 理事会は年 2 回以上開催する。

(理事会の構成)

第 3 条 理事会はすべての理事及び監事をもって構成する。

第 2 章 理事会の招集

(招集者)

第 4 条 定款第 35 条第 1 項および第 2 項に基づき、会長が招集する。

(招集通知)

第 5 条 定款第 35 条第 3 項により招集する。

2 会長は、前項の文書による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 定款第 35 条第 4 項により、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第 3 章 理事会の議事

(理事会の議長)

第 6 条 理事会の議長は、出席理事 1 名がこれにあたる。

(定足数)

第 7 条 理事会は定款第 37 条の規定により、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第 8 条 定款第 38 条第 1 項により、理事会の決議は議決に加わる事ができる理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は決議に加わる事ができない。

2 前項の場合において、議長は理事会の議決に理事として評決に加わることはできない。

(議決権の代理行使禁止)

第 9 条 理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としその議決権を代理行使させることはできない。

(決議の省略)

第10条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わる事のできる理事全員が書面電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）施行規則第89条に定めるものをいう。

（報告の省略）

第11条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

（監事の出席）

第12条 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（関係者の出席）

第13条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

（議事録）

第14条 定款第39条の規程に基づき、法令で定めるところにより書面をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名または記名押印しなければならない。

2 前項の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 議長の氏名

（議事録の配布）

第15条 議長は、欠席した理事及び監事に対して議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

（権限）

第16条 理事会は、当法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長、副会長及び理事の選定及び解職を行う。

（役員を選定）

第17条 理事会は、前条に規定する会長を決定するにあたり、出席理事の過半数の同意に基づき会長候補を選出し、会長候補者の意向を踏まえ、副会長及び理事候補者も選出し、本人の同意を得て推挙し、出席理事の過半数の同意を得て選定する。

（役員了解任）

第18条 役員了解任は定款第30条の規定に基づき実施する。

（決議事項）

第19条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 定款第34条に定める事項

- 2 事業報告及び計算書類の承認
- 3 事業計画書及び収支予算書等の承認
- 4 その他業務執行に関し理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第 20 条 会長ならびに理事は、毎事業年度ごとに 2 回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正行為、もしくはその行為をする恐れがあると認めたとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときはこれを理事会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。